

吉野ヶ里町定住奨励金要件確認書

令和6年11月改訂版

①基本額 住宅及び住宅の敷地の取得に要した経費（消費税及び地方消費税を除く。）又は 20万円のいずれか低い額		万円	
基本額対象者の要件			
☐	申請日時時点で自己及び配偶者が双方ともに奨励金の対象となる住宅に住所を定めており、申請日が対象住宅に <u>双方が住所を定めた日（住民票の異動日）から1年以内の者</u>		
☐	奨励金の対象となる住宅の所在地に申請者及び配偶者の <u>双方が住所を定めた日（住民票の異動日）</u> において、 <u>自己及び配偶者がともに45歳未満の者</u> 。		
☐	<u>自己又は配偶者が住宅の所有者</u> （住宅の所有が共有に係る場合は、当該共有者の内から選任された代表者）であること。 ※所有者とは建物の登記簿上の権利者		
☐	夫婦のいずれもが過去に <u>吉野ヶ里町定住奨励金の支給を受けていないこと</u> 。		
☐	住宅に居住する全員が <u>町税等租税公課を滞納していないこと</u> 。		
☐	配偶者と共に奨励金の対象となる住宅の所在地に申請者及び配偶者の双方が住所を定めた日（住民票の異動日）又は登記の日のいずれか遅い日から <u>5年以上吉野ヶ里町内に定住する者</u> であること。		
☐	<u>奨励金の対象となる住宅の所在地に申請者及び配偶者の双方が住所を定めた日（住民票の異動日）の前日から遡って1年以内</u> に、対象住宅の所在地に <u>自己及び配偶者のいずれもが住所を定めたことがないこと</u> 。		
☐	住宅に居住する全員が吉野ヶ里町暴力団排除条例（平成24年吉野ヶ里町条例第1号）第2条第3号に規定する <u>暴力団員等でないこと</u> 。		
基本額対象住宅の要件			
☐	居室、玄関、台所、トイレ及び浴室等、居住の用に供する部分の <u>床面積の合計が50平方メートル以上</u> のもの。		
☐	<u>建築基準法</u> （昭和25年法律第201号）に基づく建築確認等及び関連規定に <u>適合していること</u> 。		
☐	<u>昭和56年6月1日以前に建築された住宅</u> については、現行の <u>耐震基準</u> に適合していることを証明できること。		
☐	奨励金の対象となる住宅の所在地に申請者及び配偶者の双方が <u>住所を定めた日（住民票の異動日）</u> からさかのぼって <u>1年以内に取得したもの</u>		
☐	公共事業による <u>補償での取得でないもの</u>		
②子育て加算金 基本額に加え中学生以下の子ども一人につき <u>10万円を加算</u>		人×10万円	万円
子育て加算金要件			
☐	申請者又はその配偶者とともに <u>対象住宅に入居した中学生以下（奨励金の対象となる住宅の所在地に申請者及び偶者の双方が住所を定めた日（住民票の異動日）時点）の申請者又はその配偶者の子一人につき10万円を加算</u> 。		
③転入加算金 基本額に加え町外からの転入者に <u>10万円の加算</u>		万円	
転入加算金要件			
☐	<u>自己及び配偶者が対象住宅に係る請負契約又は売買契約の日の前日から遡って3年以内</u> に本町内に住所を定めたことがない者である場合10万円を加算		
合計支給額 ①基本額と②子育て加算金と③転入加算金の合計額が定住奨励金の支給額です。 ※支給額の半額はよしのがり商品券でのお渡しとなります。			万円

定住奨励金必要書類

有	必要書類	備考
☐	住宅に居住する世帯全員の住民票謄本(個票)発行後3ヶ月以内で続柄及び本籍記載のもの。	申請者及び配偶者(子育て加算金対象のお子様がいる場合はお子様も)が新住所への転居の届出終了後に吉野ヶ里町総合窓口で取得(原本)
☐	住宅の請負契約書又は売買契約書の写し	契約金額、契約日及び契約者がわかる部分のコピー
☐	住宅に係る土地及び建物の全部事項証明書(所有権保存登記又は所有権移転登記を完了したもの)	所有権が申請者又は配偶者様になった後の土地及び建物の全部事項証明書を法務局で取得(原本)
☐	建築基準法に基づく検査済証の写し又は第4条第1項第3号に規定する現行の耐震基準に適合していることを証明する書類	昭和56年6月1日以降に建築された住宅については建築基準法に基づく検査済証のコピー(業者からの引渡書類)(昭和56年6月1日以前に建築された住宅については現行の耐震基準に適合していることを証明する書類が必要)
☐	住宅の案内図、配置図及び各階平面図(間取り図)	案内図:住宅の場所がわかる図面のコピー 配置図及び各階平面図:各階の間取りがわかる書類のコピー
☐	住宅に居住する全員の(申請日の属する年度の4月1日において18歳以上のものに限る。)町税等租税公課に滞納のないことを証明する書類(発行後3ヶ月以内のものに限る。ただし、学生にあっては、在学証明書等に代えることができる。)	世帯員で申請日の属する年度の4月1日において18歳以上の方、全員分を吉野ヶ里町総合窓口で取得(原本)
☐	住宅に係る請負契約又は売買契約の日の前日から遡って3年間の自己及び配偶者の居住地が分かる戸籍の附票(転入加算金を申請する場合のみ。)	転入加算金対象者のみ必要。【夫婦ともに住宅に係る請負契約又は売買契約の日の前日から遡って3年以内に吉野ヶ里町に住所を定めたことがない者】本籍地で取得、自己及び配偶者の3年間の住所の履歴が必要となる為、転籍等をされていて3年間の住所がわからない場合は従前の戸籍の附表が必要となる場合がありますのでご注意ください。
☐	誓約書(様式第2号)	町のホームページでダウンロードするかまち未来課(三田川庁舎)で用紙を取得し、項目を全て確認、チェックし夫婦それぞれ署名捺印をする。
☐	支給金額の半分を振り込む予定の口座番号及び口座名義人等がわかるものの写し	口座番号及び口座名義人等がわかるもののコピー(例:通帳のコピー、キャッシュカードのコピー)

確認項目

申請者名	
申請者の連絡先	

よしのがり商品券(支給総額の半分)の内訳

【例:500円券×200枚＝100,000円】

※商品券の有効期限は半年です、また使用時におつりは出ませんのでご注意ください

500円券	×		枚	=		円
10,000円券	×		枚	=		円
計						円